

(第 3 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 7 月 2 6 日
契約業者名	大成建設(株)東京支店
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿 6 - 8 - 1
工事の名称	総務省第二庁舎 (2 2) 建築改修その他工事
工事場所	東京都新宿区若松町 9 5 - 1
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 第二庁舎 変更一式 2. 設備 2) 電気設備 変更一式 3. 取りこわし 1) 既存施設 変更一式
工期 (自)	令和 5 年 2 月 1 0 日
工期 (至)	令和 8 年 1 0 月 3 0 日
契約金額	5, 3 1 2, 9 9 2, 3 2 0 円
変更金額	1 1, 5 5 0, 0 0 0 円
変更後の契約金額	5, 3 2 4, 5 4 2, 3 2 0 円
変更理由	1. 建物 1) 第二庁舎 ・現地精査の結果、擁壁の基礎工事に支障となる外部基礎が発見されたため、撤去を追加 (増) する。 2. 電気設備工事 ・現地精査の結果、不明な配線類が発見されたため、調査を追加 (増) する。 3. 取りこわし 1) 既存施設 ・現地精査の結果、擁壁の基礎工事に支障となる玄関底基礎が発見されたため、取りこわしを追加 (増) する。 ・現地精査の結果、掘削に支障となる地中障害物が発見されたため、取りこわしを追加 (増) する。 4. 工期は、エレベーター工事期間の見直しにより、エレベーター

	<p>工事完了後の残工事を実施出来ないため、273日間延長し、令和8年10月30日までとする。</p> <p>5. 指定部分工期は、現地精査の結果、各エレベーター工事の施工手順を見直す必要が生じたため、以下の通り変更する。</p> <p>指定部分1：(エレベーター7号機 令和7年 3月30日)</p> <p>指定部分2：(エレベーター1～3号機 令和7年 5月30日)</p> <p>指定部分3：(エレベーター4～6号機 エレベーター監視盤1～8号機 令和8年 7月17日)</p> <p>指定部分4：(エレベーター8号機 令和8年 6月19日)</p> <p>6. 今回追加変更する外部基礎撤去、玄関庇基礎及び基礎梁取りこわし、地中障害物取りこわし、西側配線調査は、工程に支障が出ないように早期に実施する必要があるため、以下のとおり新たに指定部分を設定する。</p> <p>指定部分5：(外部基礎撤去(処分含む)、玄関庇基礎及び基礎梁取りこわし(処分含む)、地中障害物取りこわし(山留め用H鋼を除く処分含む)、西側配線調査 令和6年7月31日)</p>
--	--

(第 4 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 2 月 7 日
契約業者名	大成建設(株)東京支店
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿 6 - 8 - 1
工事の名称	総務省第二庁舎 (2 2) 建築改修その他工事
工事場所	東京都新宿区若松町 9 5 - 1
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 第二庁舎 変更一式 2) 渡り廊下(1) 変更一式 2. 工作物 1) スロープ 変更一式 3. 外構 1) 舗装 変更一式 2) 屋外雨水排水設備 変更一式 4. 造園 1) 樹木(芝張りとも) 変更一式 5. 設備 1) エレベーター設備 変更一式 2) 電気設備 変更一式 3) 機械設備 変更一式 6. 取りこわし 2) 既存樹木 変更一式 7. その他 変更一式 8. 工期は元設計とおりとする。
工期 (自)	令和 5 年 2 月 1 0 日
工期 (至)	令和 8 年 1 0 月 3 0 日
契約金額	5, 3 2 4, 5 4 2, 3 2 0 円
変更金額	4 4 7, 7 0 0, 0 0 0 円
変更後の契約金額	5, 7 7 2, 2 4 2, 3 2 0 円

<p>変更理由</p>	<p>1. 建物</p> <p>1) 第二庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、天井仕上げ撤去材に石綿が含まれていたため、石綿含有材撤去として追加（増）する。 ・現地精査の結果、建具改修、金属工事、ユニット及びその他工事の改修に係る部分の工事範囲の見直しが必要になったため、工事範囲を変更（減）する。 ・現地精査の結果、既存躯体の形状や劣化状況等の設計想定との相違が明らかとなったため、一部の躯体補強を変更・追加（増）する。 <p>2) 渡り廊下（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、渡り廊下（1）の改修に係る部分の工事範囲の見直しが必要になったため、工事範囲を変更（減）する。 <p>2. 工作物</p> <p>1) スロープ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、スロープの改修に係る部分の工事範囲の見直しが必要になったため、工事範囲を変更（減）する。 <p>4. 造園</p> <p>1) 樹木（芝張りとも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、樹木の新植に係る部分の工事範囲の見直しが必要になったため、工事範囲を変更（減）する。 <p>5. 設備</p> <p>1) エレベーター設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、監視盤の変更が生じたため、No.7 号機監視盤を取り止め変更（減）する。 <p>2) 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、発注図と現地状況の相違が確認されたため、幹線ケーブルの経路の見直しを行い変更（増）する。 ・現地精査の結果、図面に記載のないケーブル等が多数発見されたため、現地調査を実施するため調査費を追加（増）する。 <p>3) 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、発注図と現地状況の相違が確認されたため、空調機及び配管類の仮設位置の見直しを行い変更（増）する。 ・現地精査の結果、発注図と現地状況の相違が確認されたため、ダクトフランジ部の切断、既設ダクト及び配管類の撤去を追加（増）する。 ・現地精査の結果、施工中に排水機能を停止させないため、屋外排水設備の仮設を追加（増）する。 <p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地精査の結果、煙突の改修時期を見直したため、仮設煙突を追加（増）する。 <p>8. 工期は元設計とおりとする。</p>
-------------	--

(第 5 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 2 月 2 8 日
契約業者名	大成建設(株)東京支店
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿 6 - 8 - 1
工事の名称	総務省第二庁舎 (2 2) 建築改修その他工事
工事場所	東京都新宿区若松町 9 5 - 1
工事種別	建築工事
工事概要	<p>1. 建物</p> <p>1) 第二庁舎 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 規模 地上8階 塔屋2階 延べ面積 34,832.35㎡</p> <p>2) 渡り廊下(1) 構造 鉄骨造 規模 地上1階 延べ面積 97.00㎡</p> <p>2. 工作物</p> <p>1) 外部階段 2) 石 3) 設備基礎 4) 囲障 5) 掲示板 6) スロープ 7) 擁壁・植込み土留</p> <p>3. 外構</p> <p>1) 舗装 2) 屋外雨水排水設備</p> <p>4. 造園</p> <p>1) 樹木(芝張りとも)</p> <p>5. 設備</p> <p>1) エレベーター設備 2) 電気設備 3) 機械設備</p>

	<p>6. 取りこわし</p> <p>1) 既存施設</p> <p>イ. 外部階段、鉄骨造</p> <p>ロ. 玄関庇 鉄骨造</p> <p>ハ. 小荷物専用昇降機</p> <p>2) 既存樹木</p>
工期（自）	令和5年2月10日
工期（至）	令和8年10月30日
契約金額	5,772,242,320円
変更金額	307,450,000円
変更後の契約金額	6,079,692,320円
変更理由	<p>1. 工事請負契約書第26条第6項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受け、協議した結果、変更（増）する。</p> <p>2. 工期は元設計とおりとす。</p>